

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

国立研究開発法人
防災科学技術研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成31年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の設計、⑥建築物の維持管理、⑦産業廃棄物の処理のうち、防災科学技術研究所本所他4施設で使用する電気の調達に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

(1) 電気の供給を受ける契約

【本所】

| | |
|---------|--|
| 需給期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約電力 | 2,300kW |
| 予定使用電力量 | 7,500,000kWh/年 |
| 契約方式 | 事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） |
| 入札申込者 | 2者（入札参加資格に適合した者：2者） |
| 落札者 | 東京電力エナジーパートナー（株） |

【兵庫耐震工学研究センター】

| | |
|---------|--|
| 需給期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約電力 | 4,100kW |
| 予定使用電力量 | 3,700,000kWh/年 |
| 契約方式 | 事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） |
| 入札申込者 | 3者（入札参加資格に適合した者：3者） |
| 落札者 | （株）F-Power |

【雪氷防災研究センター】

| | |
|---------|--|
| 需給期間 | 令和2年8月1日～令和3年7月31日 |
| 契約期間 | 令和2年8月1日～令和3年7月31日 |
| 契約電力 | 91kW |
| 予定使用電力量 | 479,500kWh/年 |
| 契約方式 | 事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） |
| 入札申込者 | 3者（入札参加資格に適合した者：3者） |
| 落札者 | 東北電力（株） |

【雪氷防災研究センター雪氷環境実験所】

| | |
|---------|--|
| 需給期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約電力 | 511kW |
| 予定使用電力量 | 1,293,000kWh/年 |
| 契約方式 | 事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） |
| 入札申込者 | 3者（入札参加資格に適合した者：3者） |
| 落札者 | テプコカスタマーサービス（株） |

【日本海溝海底地震津波観測網鹿島陸上局】

| | |
|---------|--|
| 需給期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |
| 契約電力 | 44kW |
| 予定使用電力量 | 253,500kWh/年 |
| 契約方式 | 事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式） |
| 入札申込者 | 1者（入札参加資格に適合した者：1者） |
| 落札者 | 東京電力エナジーパートナー（株） |

(注) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

(2) 自動車の賃貸借に係る契約

自動車の賃貸借に係る契約では、リース価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。（1台リース）

(3) その他の契約

船舶の調達、省エネルギー改修事業（E S C O事業）、建築物の設計、建築物の維持管理及び産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約については該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「グリーン調達のための連絡会議」を活用することとした。
- 環境配慮契約に関する周知を所内に行った。